

平成28年度  
みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 検疫所における輸入食品の 安全性確保について

仙台検疫所 食品監視課  
平成28年12月20日



## 目次

1. 輸入食品の現状
2. 輸出国対策
3. 輸入食品の監視体制
4. 平成28年度輸入食品監視指導計画
5. 仙台検疫所の概要  
参考資料

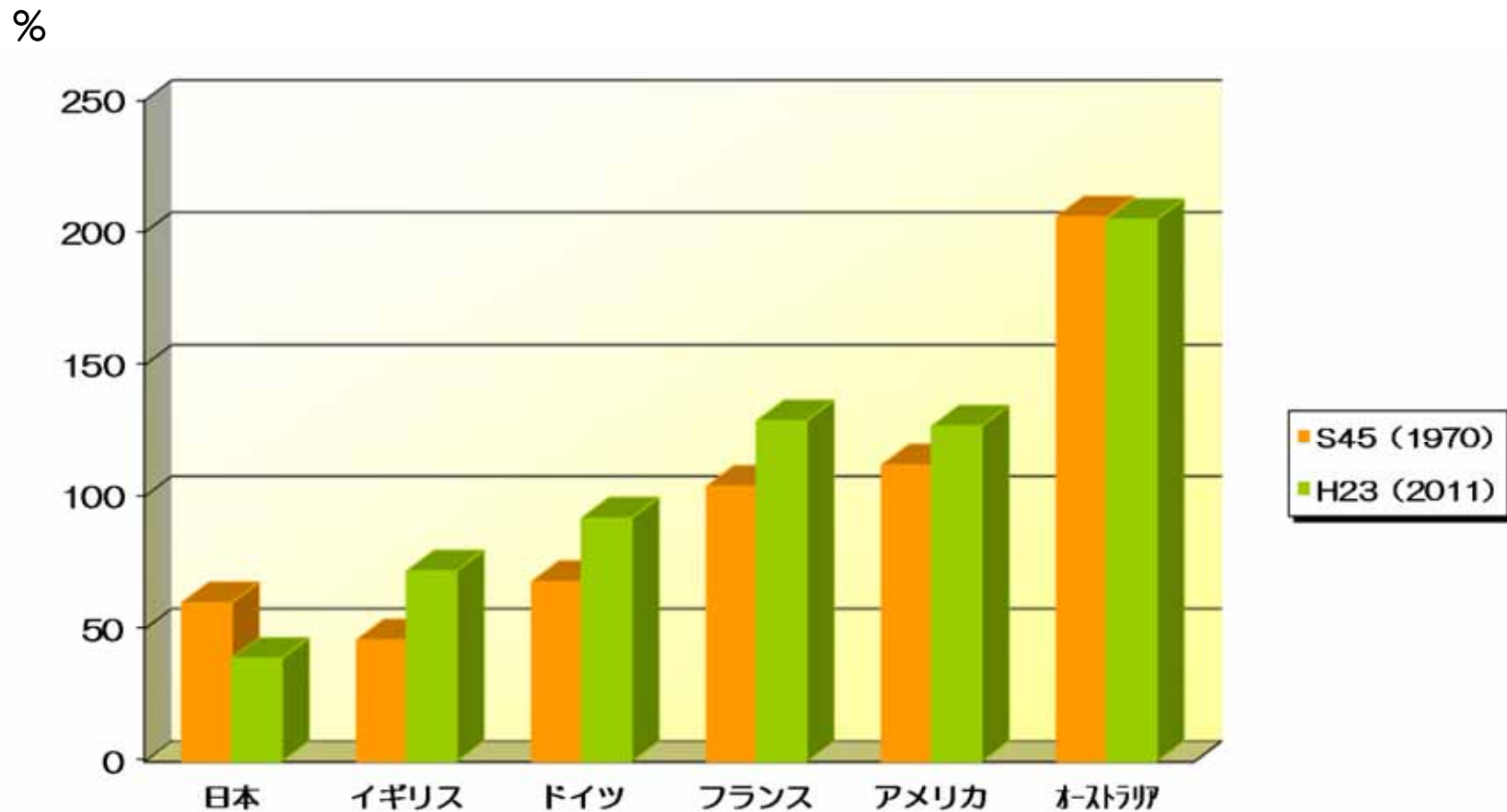


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1. 輸入食品の現状

# 主要先進国のカロリーベース総合食料自給率\*

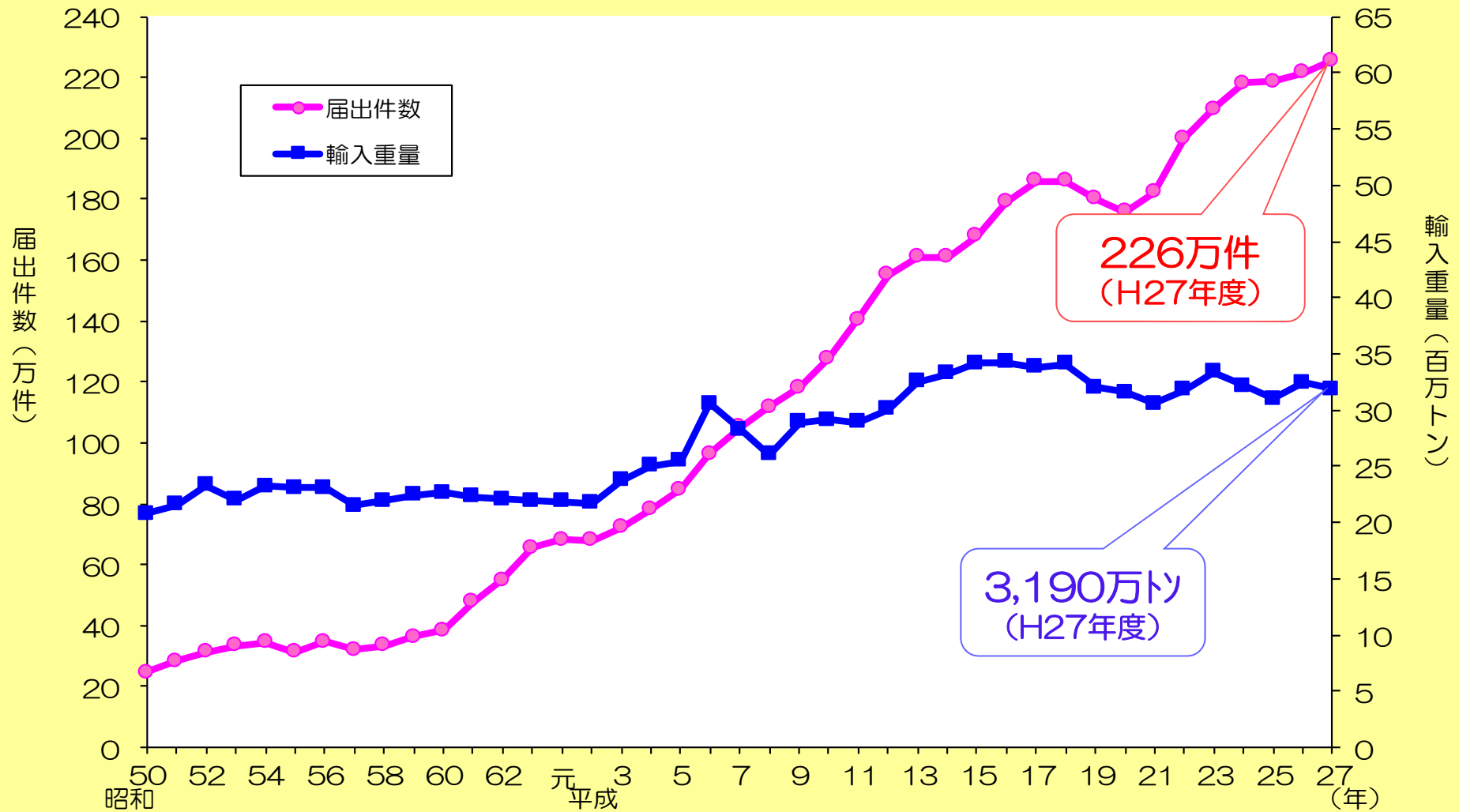


\* 1人1日当たり国産供給熱量／1人1日当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

農林水産省「食料需給表」より

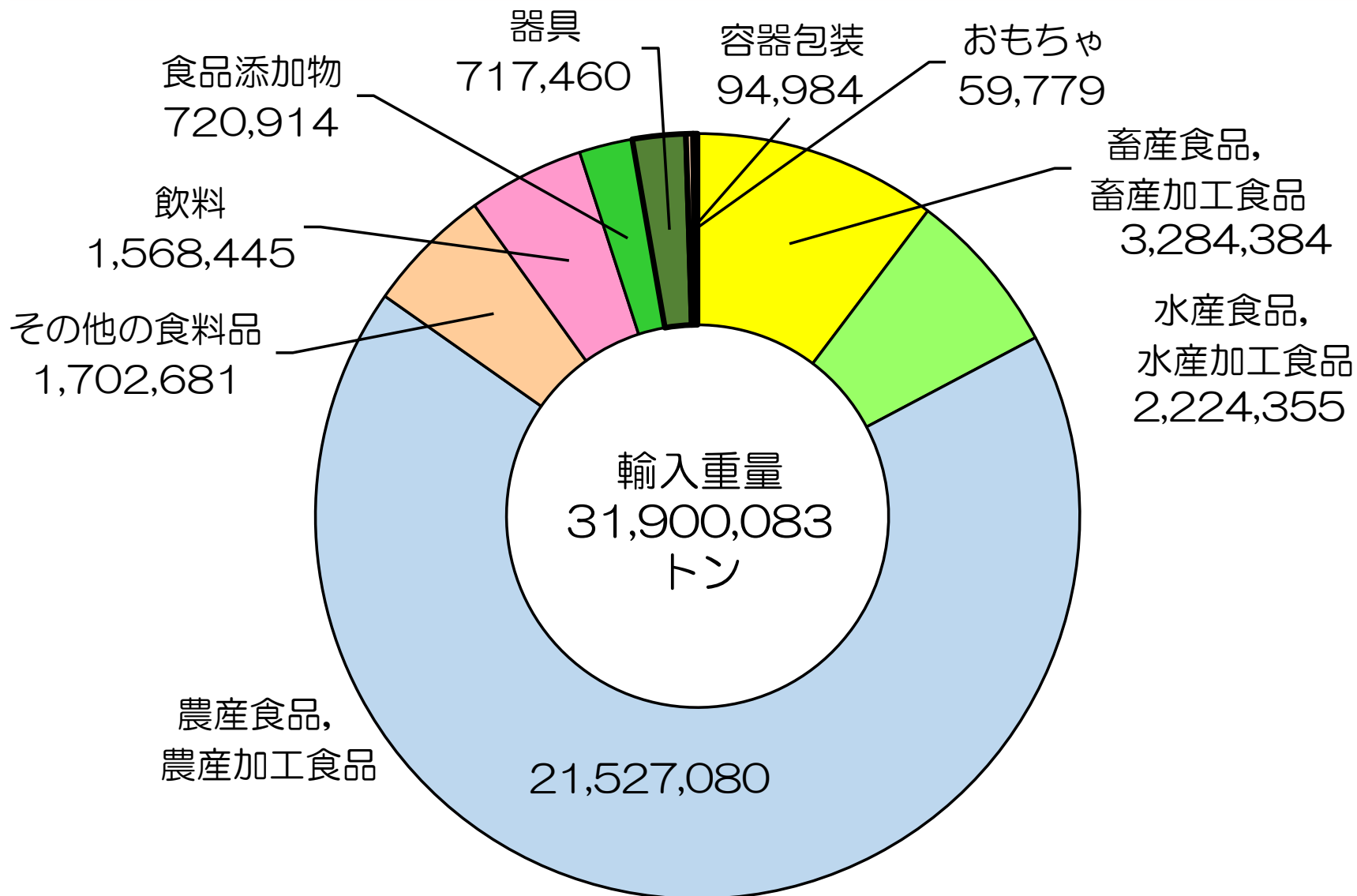
# 食品等の輸入届出件数・重量推移



\* 昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

# 食品等の輸入の状況（平成27年度）

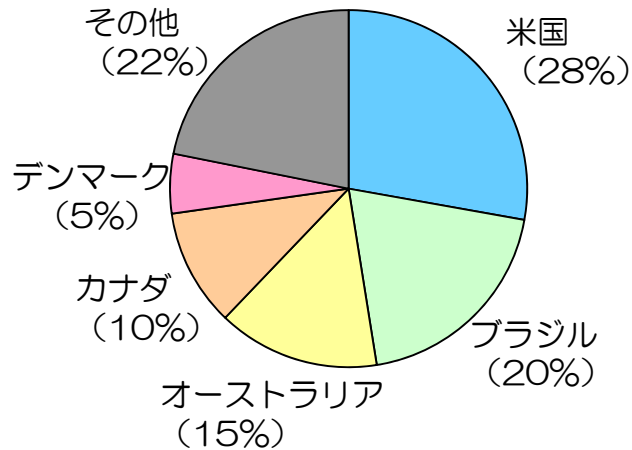
※輸入重量ベース



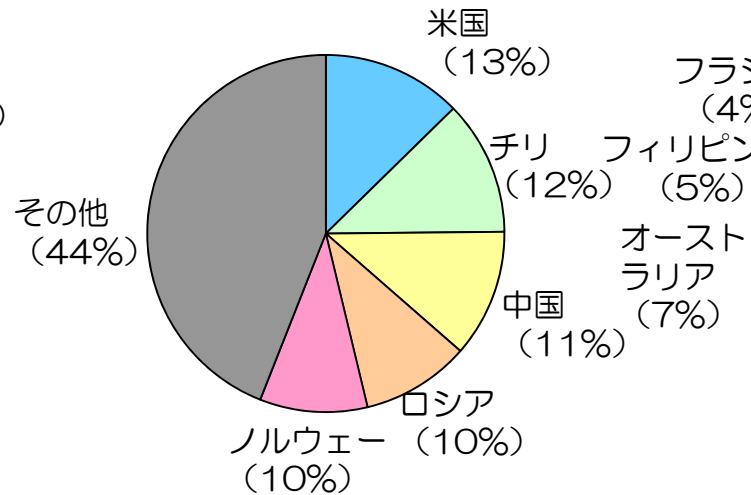
# 食品別輸入量上位5ヶ国①（平成27年度）

※輸入重量ベース

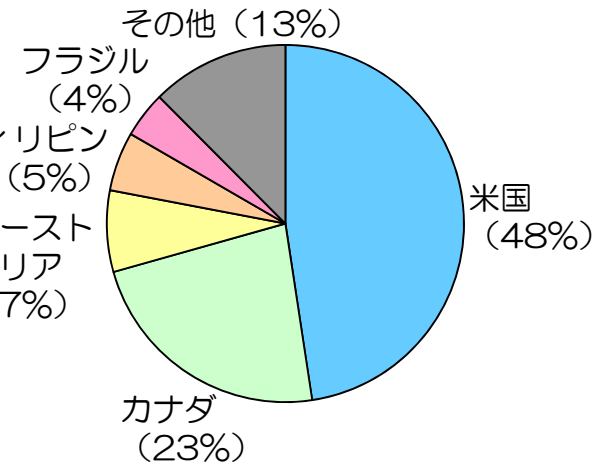
畜産食品



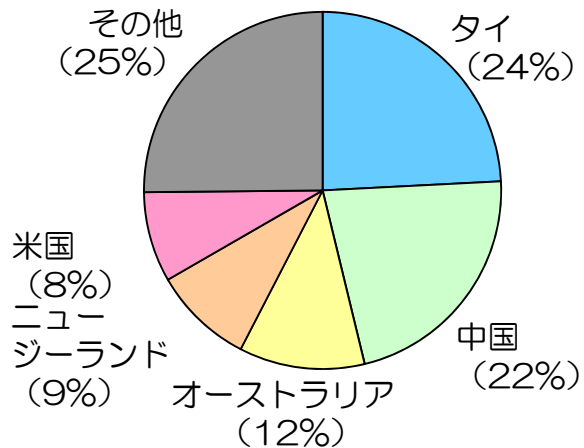
水産食品



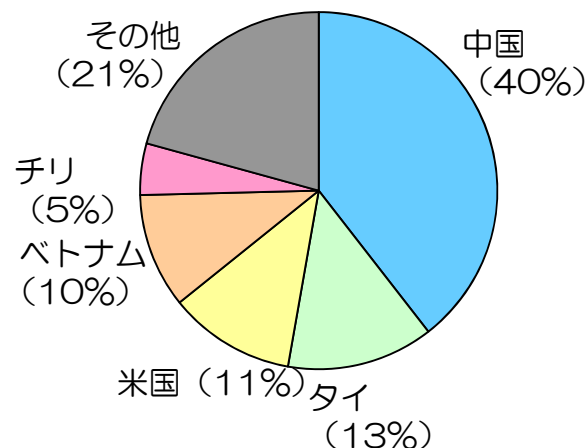
農産食品



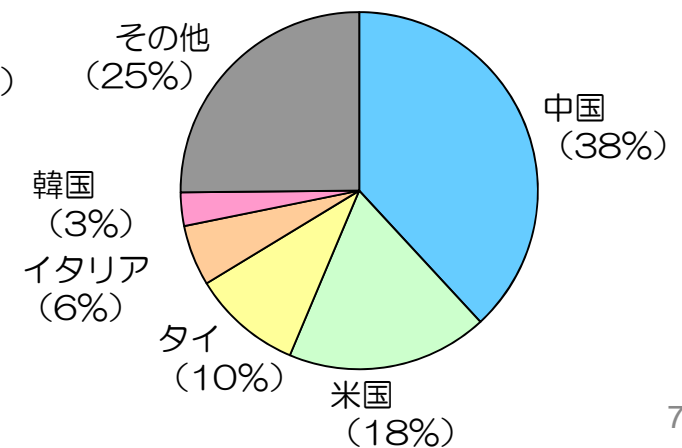
畜産加工食品



水産加工食品



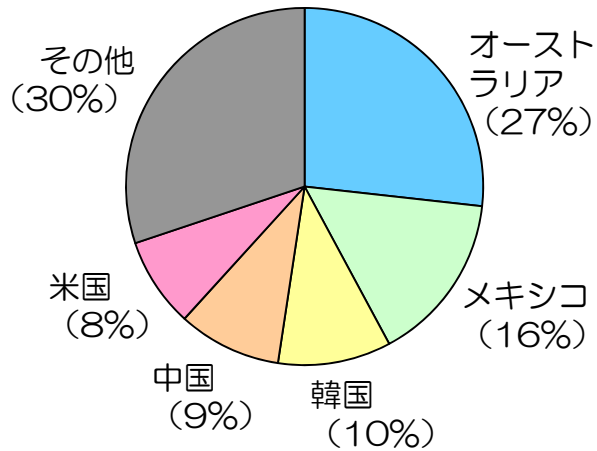
農産加工食品



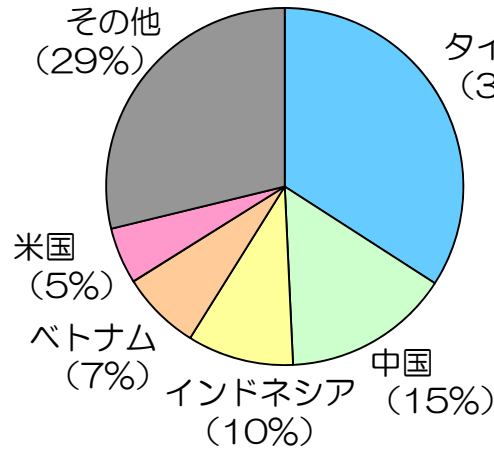
# 食品別輸入量上位5ヶ国 ②（平成27年度）

※輸入重量ベース

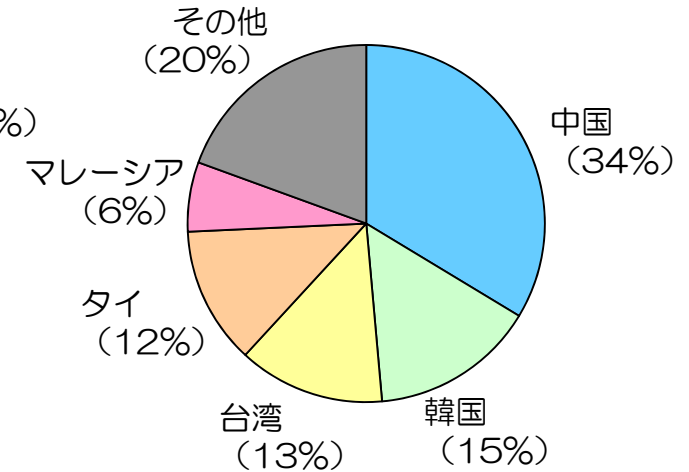
その他の加工食品



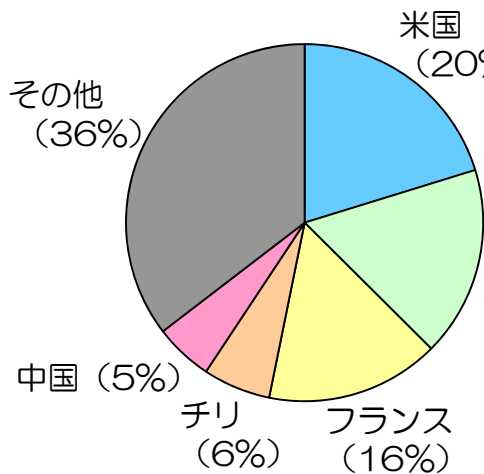
食品添加物



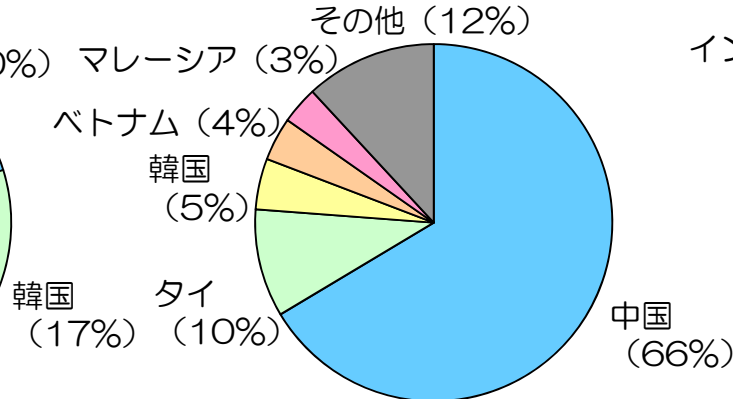
容器包装



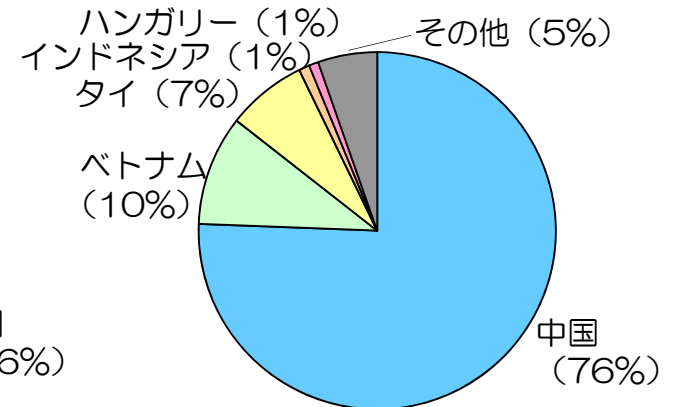
飲料



器具



おもちゃ





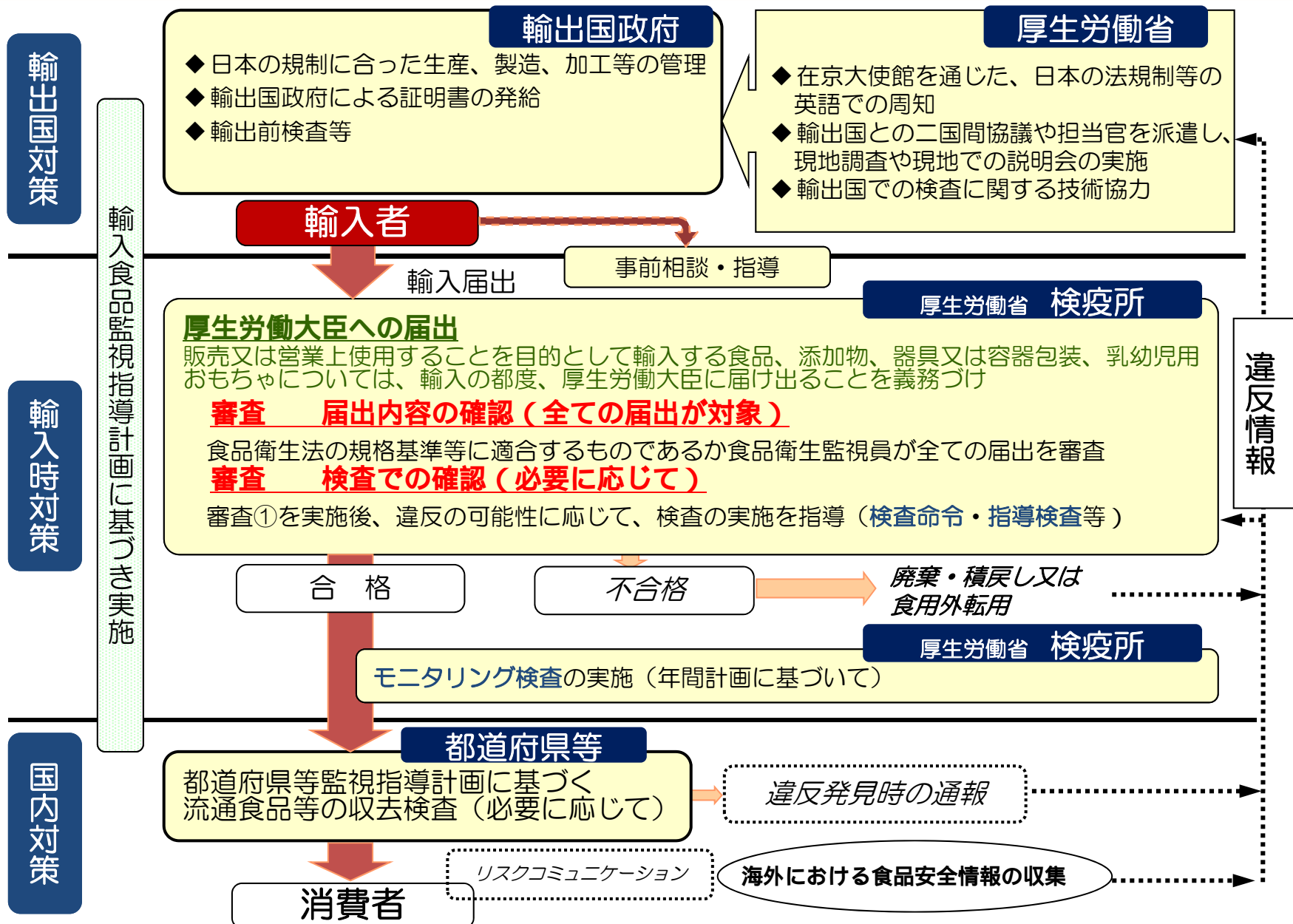


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2. 輸出国対策

# 監視体制の概要



# 輸出国における衛生対策の推進

## ❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

## ❖ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

## ❖ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

# 輸出国調査の実施概要（フランス）

フランスにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一般食品法総合原則（Regulation (EC) No. 178/2002）</li><li>• 一般食品衛生規則（Regulation (EC) No. 852/2004）</li><li>• 動物起源食品特別衛生規則（Regulation (EC) No. 853/2004）</li><li>• 動物起源食品特別公的統率規則（Regulation (EC) No. 854/2004）</li><li>• 公的統制規則（Regulation (EC) No. 882/2004）</li><li>• 食品飼料の微生物基準（Regulation (EC) No. 2073/2005）</li></ul>
調査対象	フランス農業・農産加工業・林業省食品総局 フランス食品環境労働衛生安全庁
概要	フランスにおける食品衛生規制について、フランス農業・農産加工業・林業省担当者より説明を受け、意見交換を行った。 また、食肉加工施設及びチーズ製造施設のリステリア・モノサイトゲネスの管理状況等について現地調査を実施した。

# 輸出国調査の実施概要（インドネシア）

インドネシアにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none"><li>• インドネシア共和国食料法（NO.7/1996）</li><li>• 改正インドネシア共和国食料法（NO.18/2012）</li><li>• Fisheries Law No.31/2004 amendment No. 45/2009</li><li>• 水産物の品質と食品安全に関する法律（NO. PER 01/MEN/2007 amendment PER.19/MEN/2010） 等</li></ul>
調査対象	海洋水産省 国家医薬品食品監督庁（NADFC）
概要	<p>インドネシアにおける食品衛生規制について、インドネシア政府海洋水産省、国家医薬品食品監督庁担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者並びに食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、まぐろ加工施設及び鶏肉加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

# 輸出国における調査・協議 (平成27年度抜粋)

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
オーストラリア	二枚貝	麻痺性貝毒に係る衛生管理対策の検証のための現地調査	平成27年5月
ノルウェー	牛肉	対日輸出プログラムの実施準備状況についての現地調査	平成27年10月
米国	牛肉	BSE対策に係る対日輸出認定施設の現地調査	平成27年12月
フィリピン	マンゴー	残留農薬管理対策の検証のための現地調査	平成28年2月

## 海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成27年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
フランス	ナチュラルチーズ	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
米国	清涼飲料	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
イタリア	オリーブ漬け物	硫酸銅不正使用のおそれ	イタリア産オリーブ漬け物の輸入届出がなされた場合、届出の製造者が捜査の対象であるか確認し、捜査の対象外であることが確認できない場合は、貨物の保留等を行う措置を講じた



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

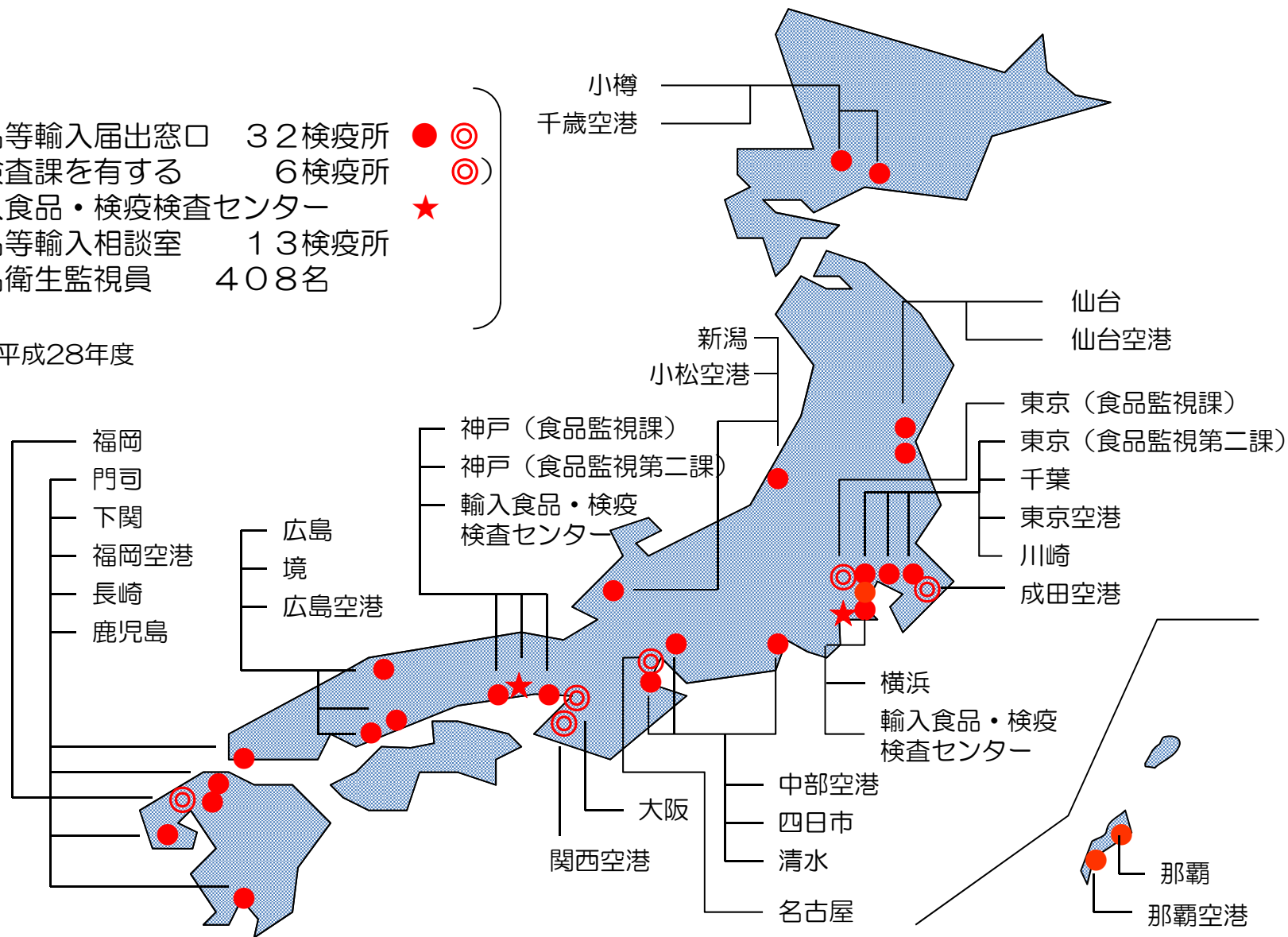
### 3. 輸入食品の監視体制



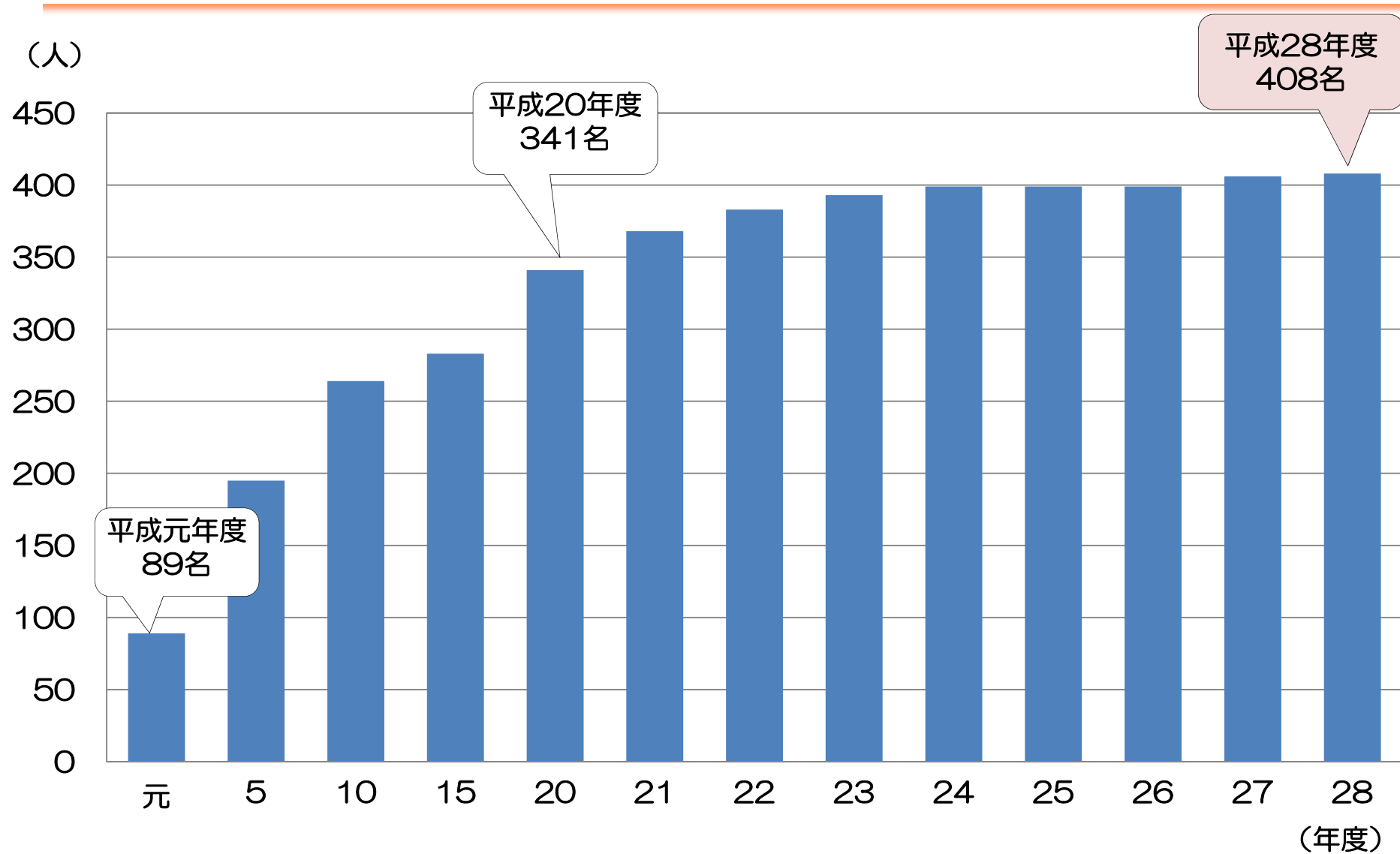
# 食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
- (検査課を有する 6 検疫所 ◎)
- 輸入食品・検疫検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13 検疫所
- 食品衛生監視員 408名

※平成28年度



# 検疫所の食品衛生監視員年度推移



# 食品等の輸入の届出

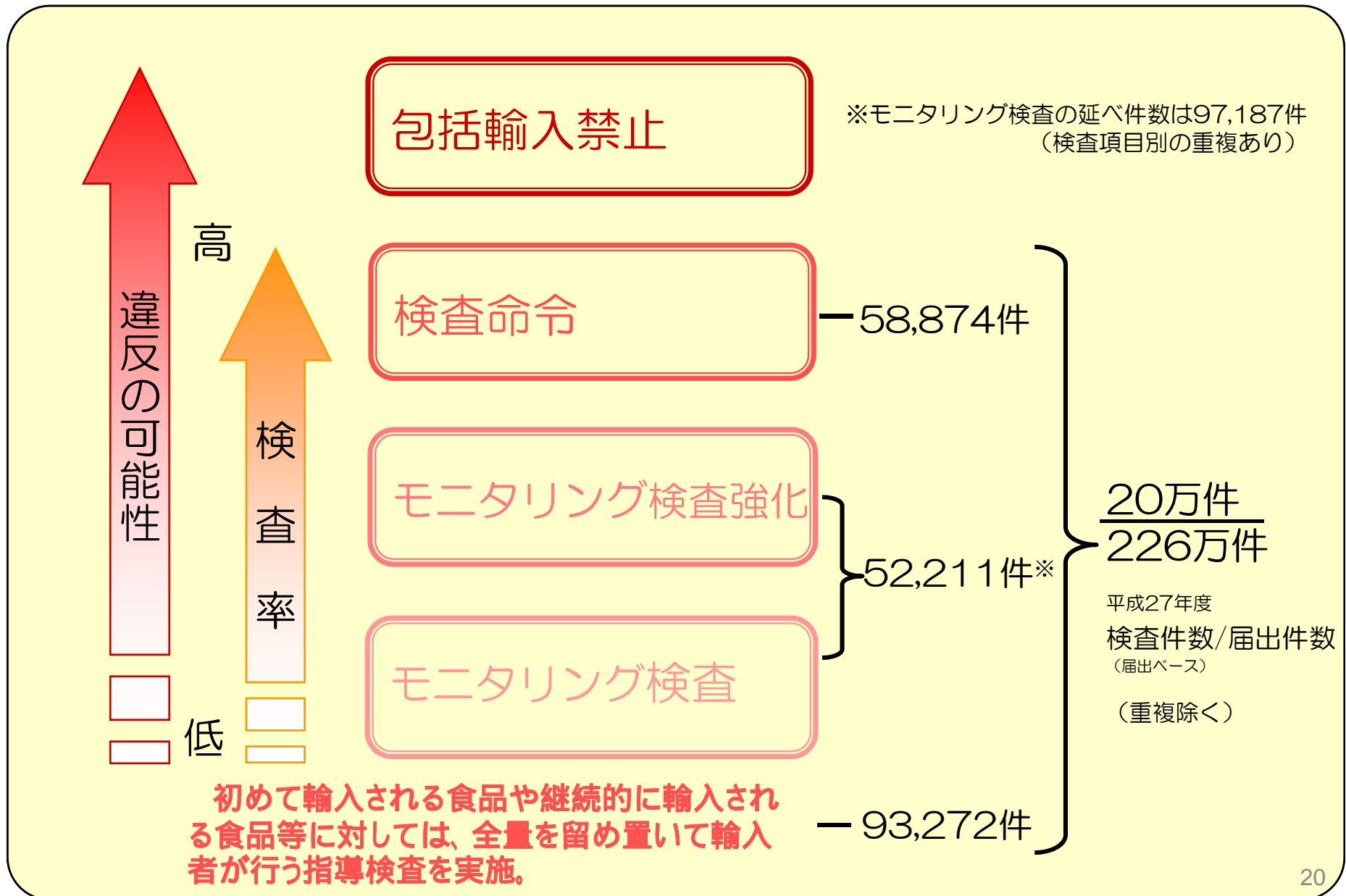
食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

## 届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

# 輸入時の検査体制の概要



# 輸入時における検査制度

## ❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

## ❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることが目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

## ❖ 検査命令

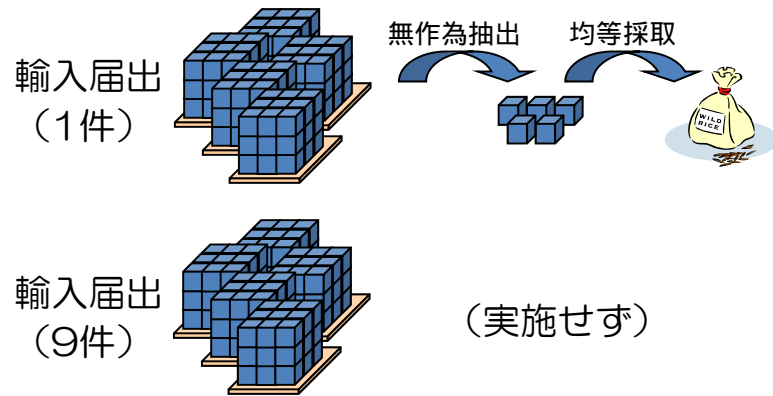
- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

# モニタリング検査と検査命令

## モニタリング検査

### 同一食品群

例：10%の頻度で実施する場合



#### 1. 検査頻度

年間計画に基づき無作為に実施。

#### 2. 検査対象

同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。

#### 3. 検体採取量

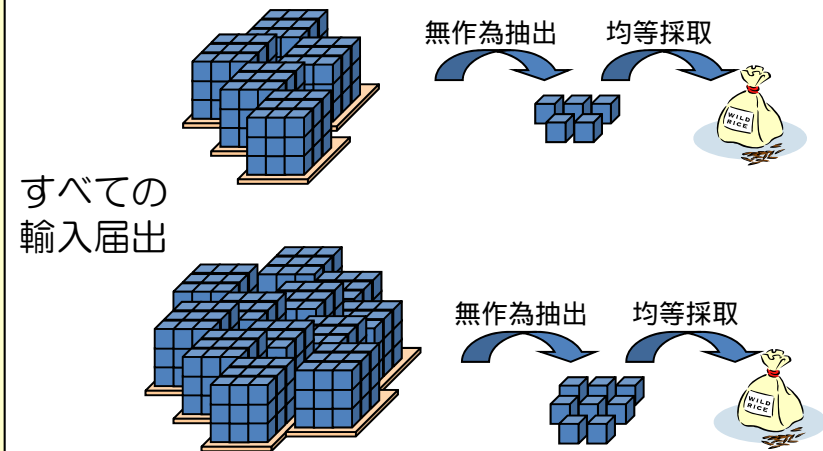
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

例) 農薬検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
≤ 50	3	} 1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	
3,201 ~ 35,000	20	
≥ 35,001	32	

## 検査命令

### 同一生産国・同一食品群毎に実施



#### 1. 検査頻度

輸入の都度、全届出検査。

#### 2. 検査対象

同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。

#### 3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

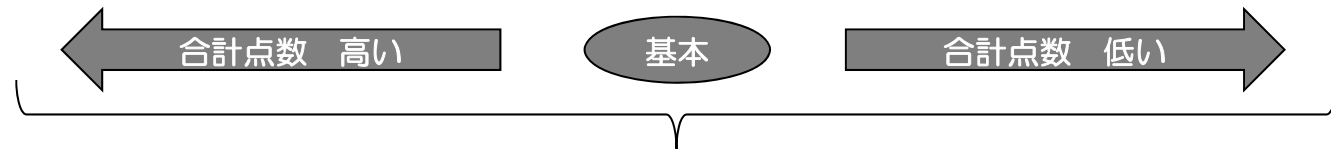
# モニタリング検査件数の算出方法

○ モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

（参考）CODEXガイドライン「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保证するための規制プログラムを設計・実施するための指針」（CAC/GL 71-2009）

違反食品の割合	0.1%	0.25%	0.5%	0.75%	1%	2.5%	5%	7.5%	10%
95%の信頼度で1件以上の違反を発見することができる検査件数	2,995	1,197	598	398	299	119	59	39	29



○ 「輸入件数」「輸入重量」「過去の違反率」「違反内容の危害度」を点数化<sup>\*</sup>し、合計点数に応じて検査件数を設定（<sup>\*</sup>件数、重量が多いほど、違反率、危険度が高いほど、高い点数）

（例）冷凍野菜における検査件数の算出

検査分類	抗菌性物質等	残留農薬	病原微生物	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射
基本件数	299	1,197 <sup>1)</sup>	299	59 <sup>2)</sup>	299	—	—	—

1) 過去に違反があり、違反率も高いことにより、検査数を増加

2) 過去に違反がないことにより、検査数を減少

# 販売計画の提出について①

## 従来

対象食品：モニタリング検査を行う届出のうち、食品、添加物の規格基準により、腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）、生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）。

対応：法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

## 28年10月7日以降

対象食品：モニタリング検査を行う全ての届出

対応：法違反が判明した場合に速やかに当該食品の流通状況調査及び回収措置等が可能となるよう、輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努め、その時点で把握している販売計画を提出するよう指導する。



## 販売計画の提出について②

法違反が判明した場合に速やかに当該食品の  
遡り調査及び回収措置等が可能となるよう

### 販売計画

- ❖ 届出受付番号及び品名
- ❖ 出荷又は販売予定先の名称及び所在地
- ❖ 出荷又は販売予定年月日（モニタリング検査結果が判明次第流通させる場合はその旨）
- ❖ 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量又は販売予定量
- ❖ 出荷又は販売予定先に係る保管及び運搬予定業者名

等分かる範囲で提出

# 厚生労働大臣による検査命令

## 検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等  
(同一の生産国又は製造者並びに加工者からの  
同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬  
動物用医薬品

違反

モニタリング検査  
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い  
と判断される場合  
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出  
されることのないことが確認された場合等

# 国別検査命令対象品目（平成28年4月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 （17品目）	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 （でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 （16品目）	あさり及びその加工品	プロメトリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
	えだまめ及びその加工品	ジフェノコナゾール	
	ウーロン茶及びその加工品	フィプロニル	
韓国 （12品目）	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンpunkタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。
タイ （10品目）	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。
	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。

全輸出国17品目及び31カ国・1地域の69品目（平成28年4月1日現在）

検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000118833.pdf>

# 平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果

## ❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,255,019件
- ◆ 検査件数 195,667件（検査率8.7%）  
（検査命令 58,874 件、モニタリング検査 52,211件、指導検査等93,272 件）
- ◆ 違反件数 858件（届出件数の0.04%）

## ❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ95,090件に対し、延べ97,187件実施（実施率約102%）

## ❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 31カ国・1地域の59品目

## ❖ 検査命令移行品目

- ◆ 7カ国・1地域の8品目

## ❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び31カ国・1地域の69品目（平成28年3月31日現在）

# 主な食品衛生法違反内容（平成27年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	244	27.2	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、とうもろこし等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアノ化合物の検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌の検出、生食用まぐろからのサルモネラ菌の検出、ひらめからのクドア・セプテンブクタータの検出、食塩の輸送時における食用外油の付着、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	44	4.9	指定外添加物（TBHQ、アゾルビン、オレンジII、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル、ファーストレッドE、ブリリアントブラックBN、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素）の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	569	63.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	38	4.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	1	0.1	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		897（延数） 858（実数）		

# 輸入者の営業の禁停止処分

## ❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

## ❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成25年度：24社、平成26年度：7社、平成27年度：28社



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 4. 平成28年度輸入食品監視指導計画

# 輸入食品監視指導計画について

## ❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

## ❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。



# 輸出国における衛生対策の推進

## ❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

## ❖ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

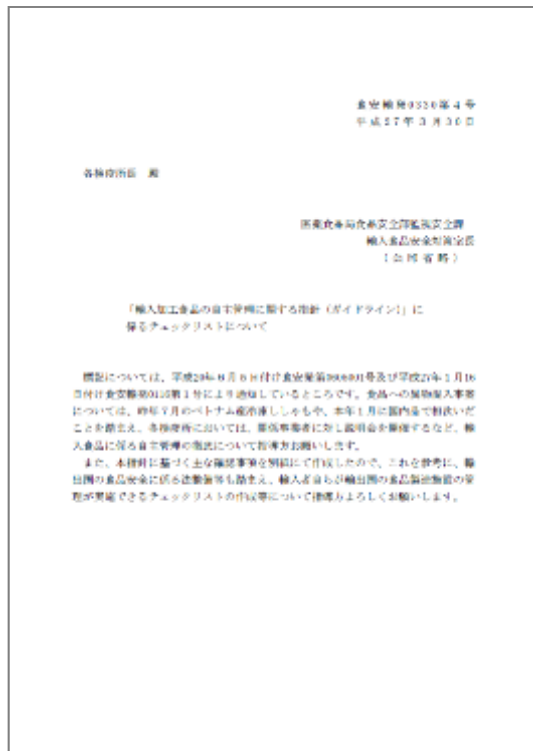
## ❖ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

# 輸出国における衛生対策の推進

## ❖ 輸入者による輸出国段階の衛生管理の推進

- ◆ 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づく、原材料から保管までの各段階における確認（HACCP導入の推奨を含む）



平成27年3月30日付け食安輸発0330第4号  
「輸入加工食品の自主管理に関する指針  
（ガイドライン）」に係るチェックリスト  
について」

<主な内容>

輸入食品における異物混入事例を踏まえ、ガイドラ  
インに基づく**主な確認事項**をチェックリスト化

→食品取扱施設の業種、輸出国の法整備を踏ま  
えた輸入者自らのチェックリストの作成、活用

URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043585.html>

# 輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

## ❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック

- ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
- ◆ 輸入者からの報告徴収

## ❖ 輸入時のモニタリング検査の実施

- ◆ 食品群ごとに違反の可能性、輸入実績等を考慮して検査件数・検査項目を設定
- ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導での法違反例に基づき、必要に応じて輸入時の検査を強化

# 輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

## ❖ 検査命令の実施

- ◆ 法違反の可能性が高いと見込まれる食品について実施
- ◆ 輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
- ◆ 解除にあたっては、輸出国における原因究明・再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえ検討

# 平成28年度輸入食品監視指導計画の内容

- ◆ モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施  
(参考) モニタリング検査計画数：171食品群について約96,000件（前年比1,000件増）
- ◆ 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査等を実施
- ◆ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
- ◆ 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- ◆ 海外での検出情報等を踏まえた、病原微生物に係るモニタリング検査の確実な実施
- ◆ ポジティブリスト制度の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直し
- ◆ 現行の輸入食品等事前確認制度にHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の要件を加え、輸出国登録施設制度とし、これを輸出国政府、生産者等に対し周知、普及することにより、輸出国における安全対策を推進（平成28年度中に体制を整備予定）
- ◆ 計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査の実施 等

# 平成28年度輸入食品監視指導計画について ①

## モニタリング検査計画数

約96,000件（前年比1,000件増）

検査項目	28年度計画件数
残留農薬	25,315
抗菌性物質等	14,024
成分規格（大腸菌群等）	13,656
添加物	13,000
カビ毒（アフラトキシン等）	6,180
遺伝子組換え	721
放射線照射	606
病原微生物（サルモネラ等）	12,427
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	95,929

## 平成28年度輸入食品監視指導計画について②

### TPP発効等に備えた監視体制の整備

TPP参加国、経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集を行う。

輸入動向に応じた監視体制の整備を行う。

我が国の食品衛生規制の周知を行う。

### 輸出国における安全対策の推進（平成28年度中に体制を整備予定）

「輸入食品等事前確認制度」をHACCPによる衛生管理を要件とする制度『輸出国登録施設制度』に改め、普及させることにより、輸出国における安全対策を推進する。

HACCPの導入状況等について情報収集を行う。

## 最近の状況①














# 海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
フランス	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ	特定製造者からの輸入届出がなされた場合、自主検査を行う措置を講じた
フランス	ナチュラルチーズ	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた
南アフリカ	ぶどう酒	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた
米国	飲料	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた



最近の状況②-1

# BSE発生国への対応について①

国名	OIE ステータス	H17 年度	~	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28年度
アメリカ	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)
カナダ	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)
フランス	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)
オランダ	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)
アイルランド	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日~)
ポーランド	 管理された リスク							一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日~)
ブラジル	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日~)
ノルウェー	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)
デンマーク	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)
スウェーデン	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H28年2月26日~)
イタリア	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H28年5月2日~)
スイス・リヒテン シュタイン	 無視できる リスク							一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日~)
オーストリア	 無視できる リスク							食品安全委員会においてリスク評価中

一定条件：SRM除去及び30か月齢以下であること（）等  
 （アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下（）、オランダはH27年6月まで12か月齢以下（）、ブラジルは48か月齢以下（））41

## BSE発生国への対応について②

### 【BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱い】

平成27年3月、BSE発生国等から輸入される以下食品について、条件付きで輸入可能とした

#### ◆ 対象食品

- 牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲン並びにこれを含む加工品
- 牛の骨を原材料とするゼラチン及びこれを含む加工品
- ゼラチン及びコラーゲンの原材料となる牛の皮や牛の骨

### 【めん羊及び山羊のBSE対策について】

平成27年6月、食品安全委員会に以下の措置を講ずるにあたっての食品健康影響評価を諮問、平成28年1月12日付けで答申

#### ◆ 諮問内容

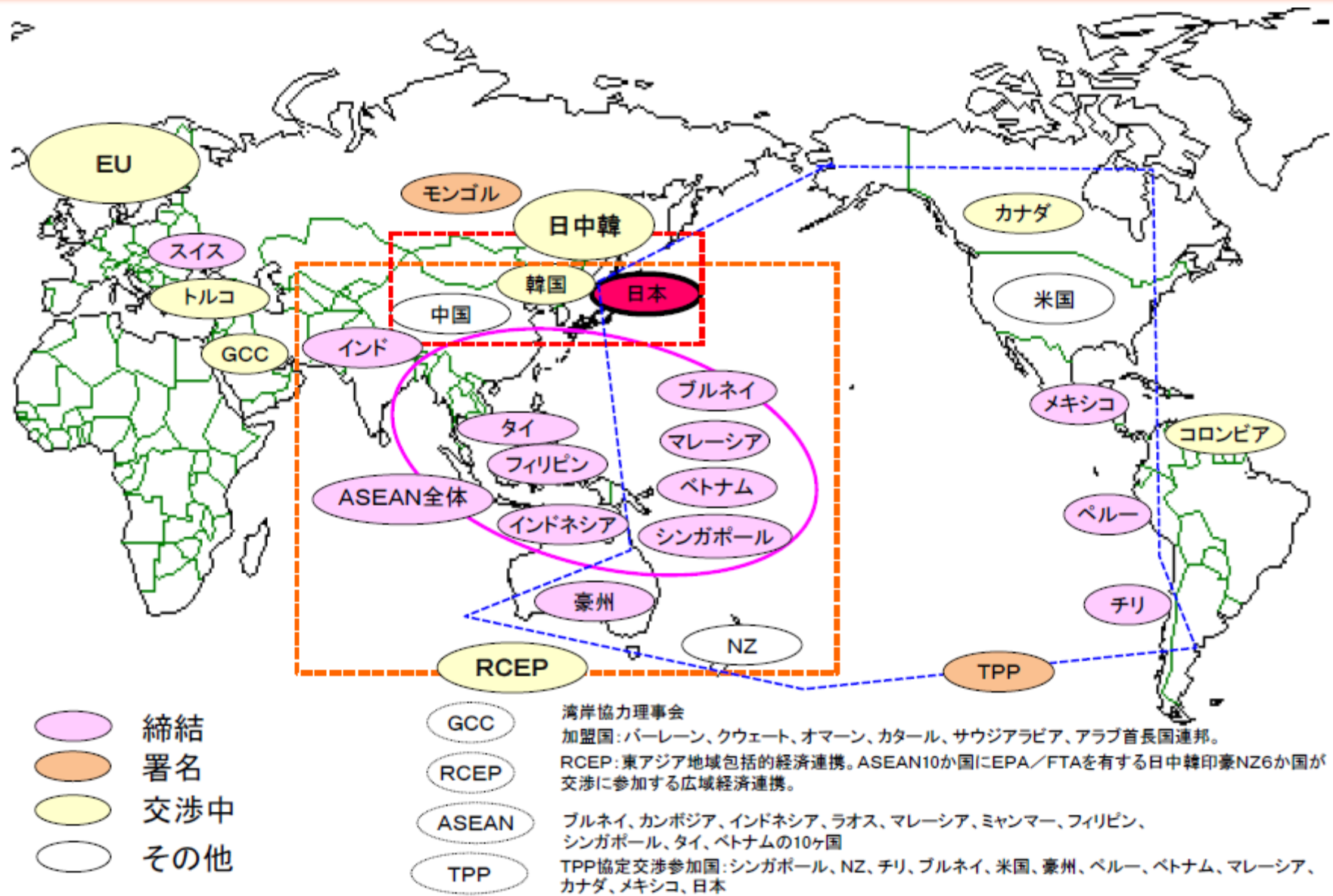
##### ○国内措置

- 12ヶ月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査の廃止
- SRMの範囲の変更

##### ○国境措置

- 国内措置の見直しに合わせ、  
現行の「輸入禁止」から「SRMを除去したものを輸入」に変更

# 最近の状況③ 経済連携協定やTPPの対応状況



## 最近の状況④

# 水産冷凍加工食品のモニタリング検査について

### ◆ 経緯

平成27年度輸入食品監視指導計画に基づき、冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査件数を増加

### ◆ 対応状況

平成27年度中間報告の段階で、水産冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査による違反件数は、平成26年度より増加していたことから、複数違反が認められた輸出国に対して、輸出国の衛生対策の参考となるよう、違反事例情報を取りまとめて提供

(主な違反事例)

国・品名	違反事例
中国産無加熱摂取冷凍食品（穴子フィレ）	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）
ベトナム産無加熱摂取冷凍食品（たこスライス）	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）
ベトナム産無加熱摂取冷凍食品（かに）	成分規格不適合（大腸菌群 陽性）

## 最近の状況⑤

# 未承認遺伝子組換え食品の混入事案への対応

---

### (事例1)

#### ◆ 経緯

平成27年6月、輸入時の自主検査において、中国産米加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換え米が検出された

#### ◆ 対応状況

中国産米加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

### (事例2)

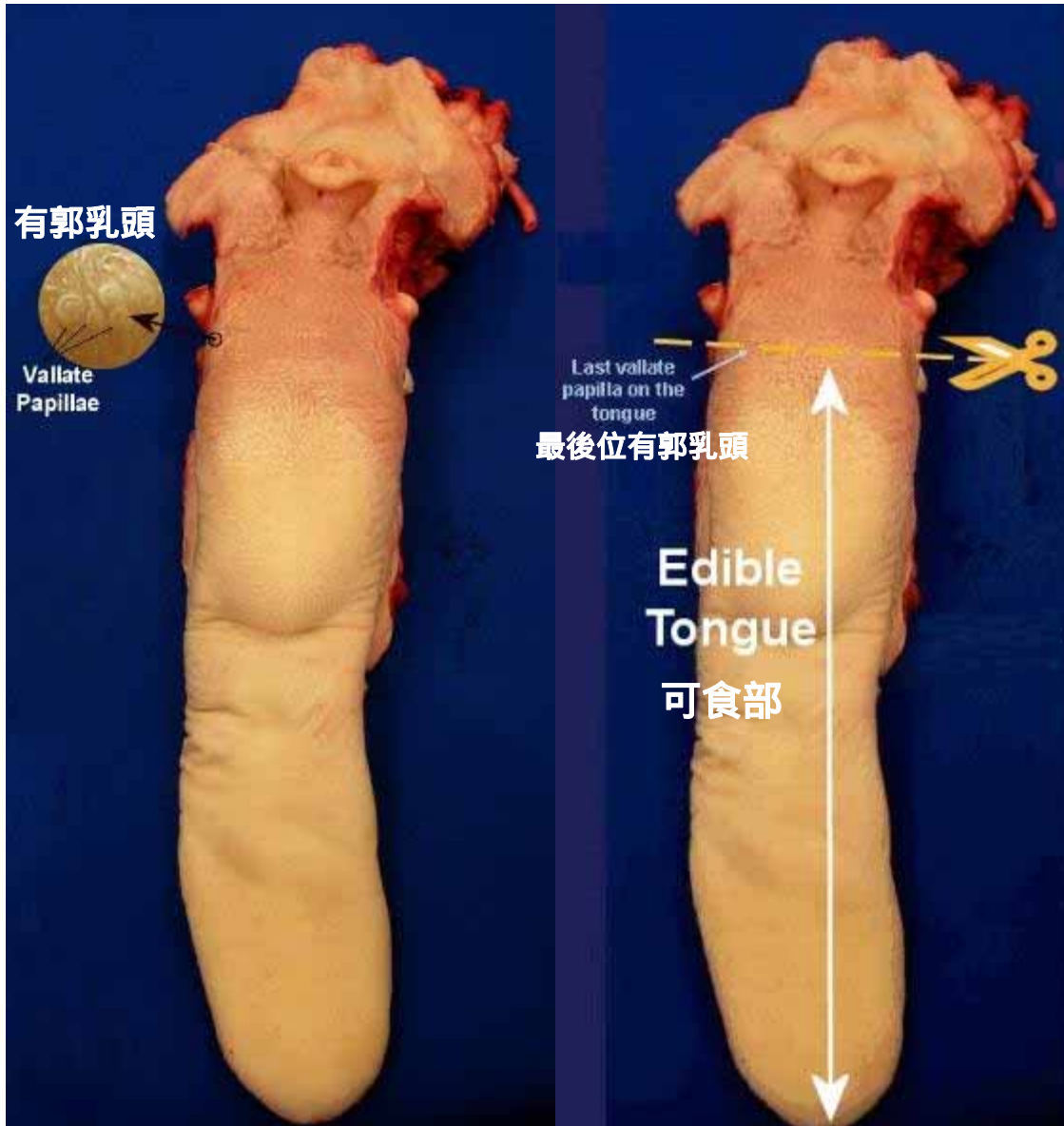
#### ◆ 経緯

平成27年7月、モニタリング検査において、ベトナム産パイヤ加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換えパイヤが検出された

#### ◆ 対応状況

ベトナム産パイヤ及びその加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

# 牛舌の扁桃除去について



## 【扁桃除去の方法】

- 舌から可食部を分離する時は最後位有郭乳頭（最も舌根に近い有郭乳頭）の直後を結んだ横断面で切断する。

## 【28年度舌扁桃除去不十分事例】

生産国	担当検疫所	数量
アイルランド	東京	188 CT
ポーランド	東京	1,050 CT
デンマーク	川崎	300 CT



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 5. 仙台検疫所の概要

# 食品等の輸入の流れ

食品等（食品、添加物、器具・容器包装、おもちゃ）

① 食肉・食肉製品等

② 果実・野菜・穀物等

動物検疫所（農林水産省）  
家畜伝染病予防法

植物防疫所（農林水産省）  
植物防疫法

①② 以外の食品等

検疫所（厚生労働省）  
食品衛生法

税 関 （財務省）  
関税法

輸入（国内流通）

保税（外国貨物）

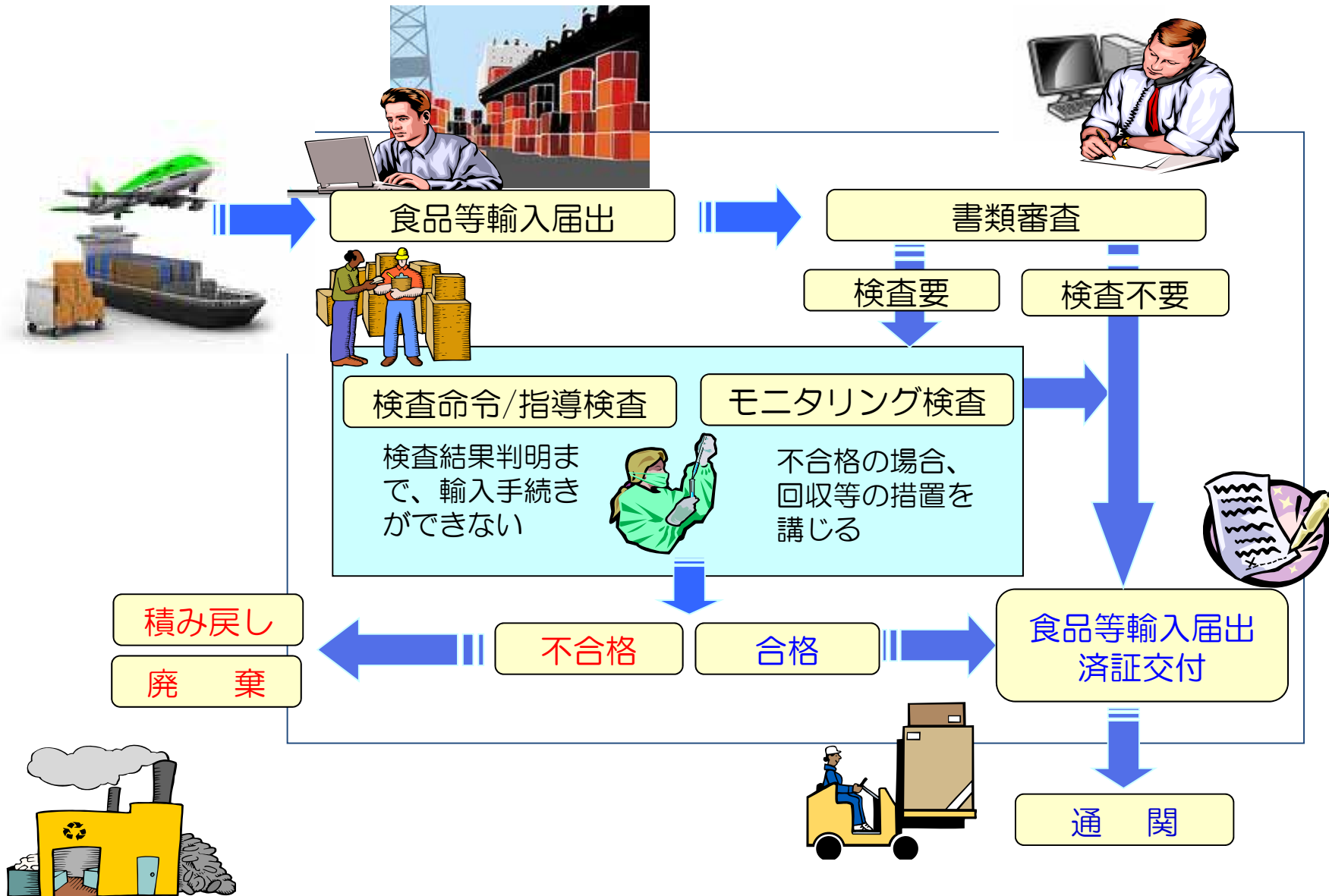
内貨  
48



コンテナ貨物



# 輸入食品等の審査・検査手続きの流れ



## 輸入食品等の届出制度

❖ 食品衛生法第27条に基づき、輸入の都度厚生労働大臣に届出を行わなければならない。

【輸入目的】

販売用（不特定又は多数への授与を含む。）

営業上使用

【届出対象品目】

食品

添加物

器具・容器包装

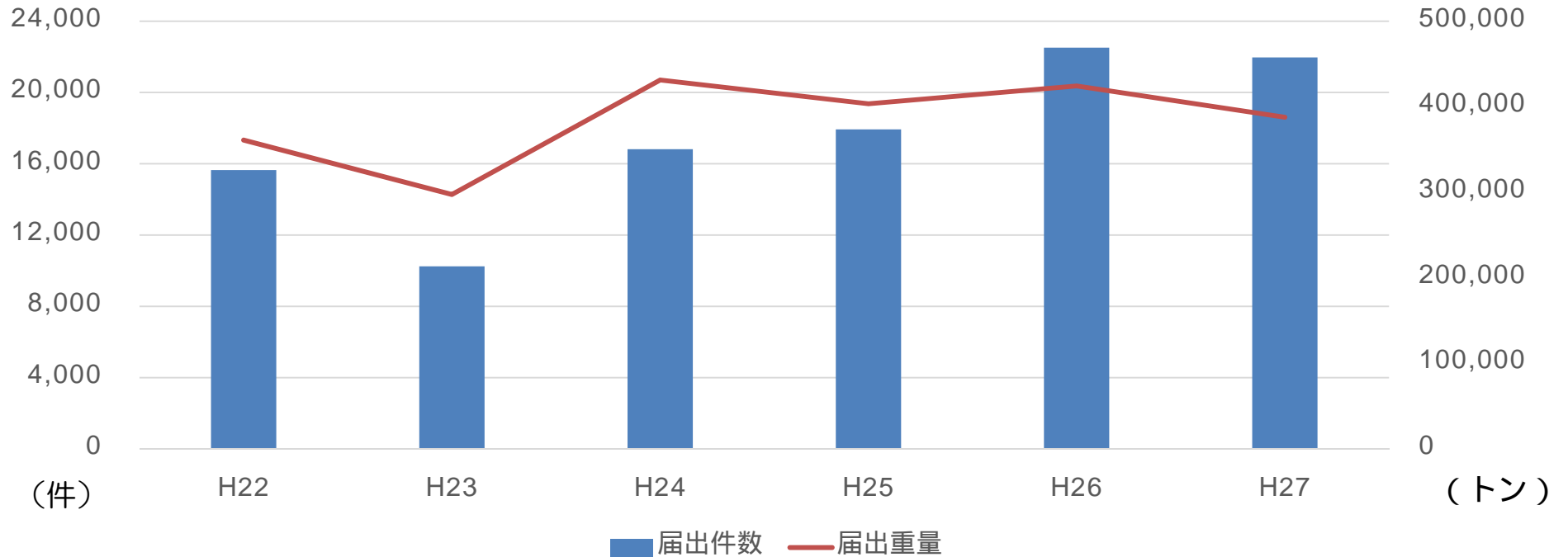
おもちゃ



# 仙台検疫所の管轄地域と主な保税場所



# 仙台検疫所の届出状況



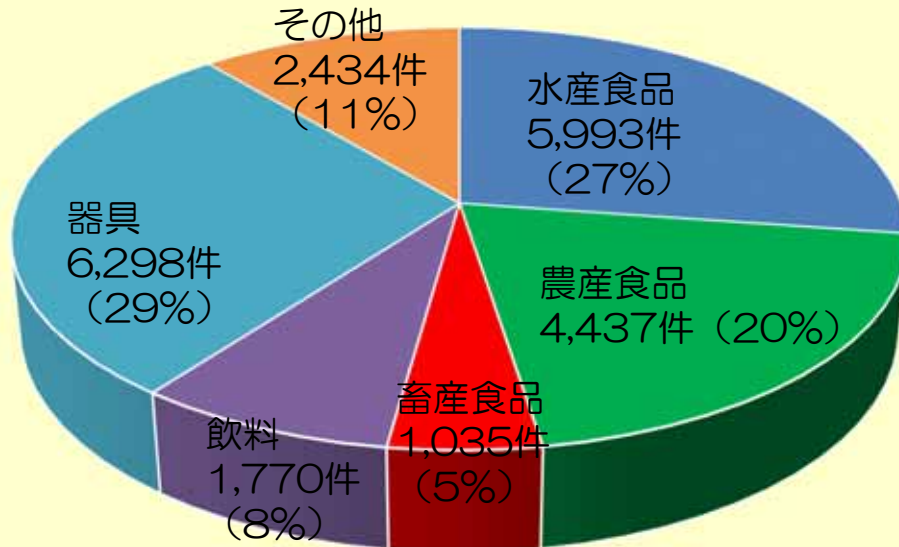
年度	届出件数 (件)	届出重量 (トン)
平成22年度	15,648	360,950
平成23年度	10,247	279,331
平成24年度	16,816	431,236
平成25年度	17,926	403,483
平成26年度	22,516	424,266
平成27年度	21,967	418,761

# 年度別の届出・検査・違反状況

	届出		検査		違反	
	件数	重量 (トン)	件数	重量 (トン)	件数	重量 (トン)
平成23年度	10,247	279,331	1,539	83,073	6	235
平成24年度	16,816	431,236	2,288	105,489	6	86
平成25年度	17,926	403,483	2,144	52,251	2	3
平成26年度	22,516	424,266	2,139	50,535	7	79
平成27年度	21,967	418,761	2,220	42,636	15	190

# 品目・生産国別の届出状況（平成27年度）

## 品目別の届出件数



### 品目分類

- 水産食品 生鮮・冷凍の魚類、貝類、エビ・カニ類等及び魚介類の加工品
- 農産食品 穀類、豆類、野菜類、果実類、ナッツ類等及びこれらの加工品
- 畜産食品 生鮮・冷凍の牛肉、鶏肉、食肉製品、卵製品及び乳・酪農製品
- 飲料 清涼飲料水、粉末清涼飲料、酒精飲料等
- 器具 飲食器具、食品製造機械等
- その他 食品添加物、おもちゃ、容器包装、菓子類、調味料、油脂等

## 生産国別の届出状況

国名	件数	構成比
中華人民共和国	8,273	38 %
アメリカ合衆国	4,080	19 %
タイ	2,003	9 %
大韓民国	1,073	5 %
ベトナム	864	4 %
その他	5,674	25 %
合計	21,967	

# 仙台検疫所に届出される主な輸入食品①



牛タン  
(仙台塩釜)

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品②



冷凍魚介類  
(仙台塩釜・石巻) 56



## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品③



冷凍魚介類  
(仙台塩釜・小名浜) 57

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品④



ゆでがに・貝類  
(八戸・仙台)

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑤



冷凍すり身  
(仙台塩釜)

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑥



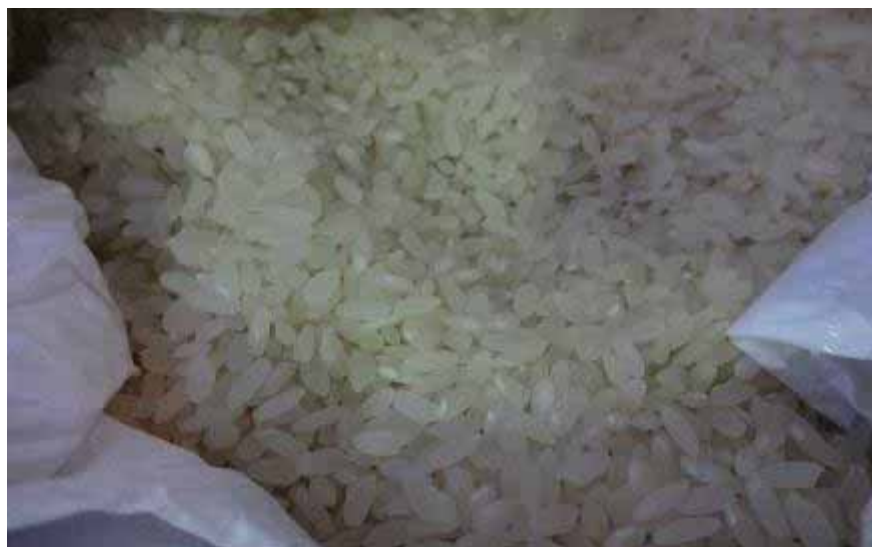
冷凍野菜  
(仙台塩釜)

# 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑦



冷凍野菜  
(仙台塩釜)

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑧



大豆・米  
(秋田・八戸)

## 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑨



落花生  
(上山・山形)

# 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑩



果実缶詰  
(酒田)



# 仙台検疫所に届出される主な輸入食品⑪



加工食品・器具等  
(仙台・秋田)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 参考資料

# 輸入食品監視指導計画

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
  - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
  - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

# 輸入食品の安全確保に関する 法規制と関係者の責務 ①

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 輸入食品の安全確保に関する 法規制と関係者の責務 ②

## 食品安全基本法（平成15年法律第48号）

### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

# 輸入時検査における信頼性の確保

## ❖ 検査命令

- \* 検査法：規定された試験品採取の方法及び検査の方法
- \* 検査機関：食品衛生検査施設（食品衛生法第29条）又は登録検査機関  
食品衛生法施行規則第37条（食品衛生検査施設）又は第40条（登録検査機関）における業務管理基準を満たす
  - ①信頼性確保業務及び検査業務が互いに独立、②各種標準作業書作成
  - ③内部点検、精度管理の方法を文書化、④外部精度管理の実施計画作成 等

## ❖ モニタリング検査、指導検査等

食品衛生法への適合性を判断する手段であることから、適切な業務管理により、検査命令と同等の信頼性が確保される必要がある。

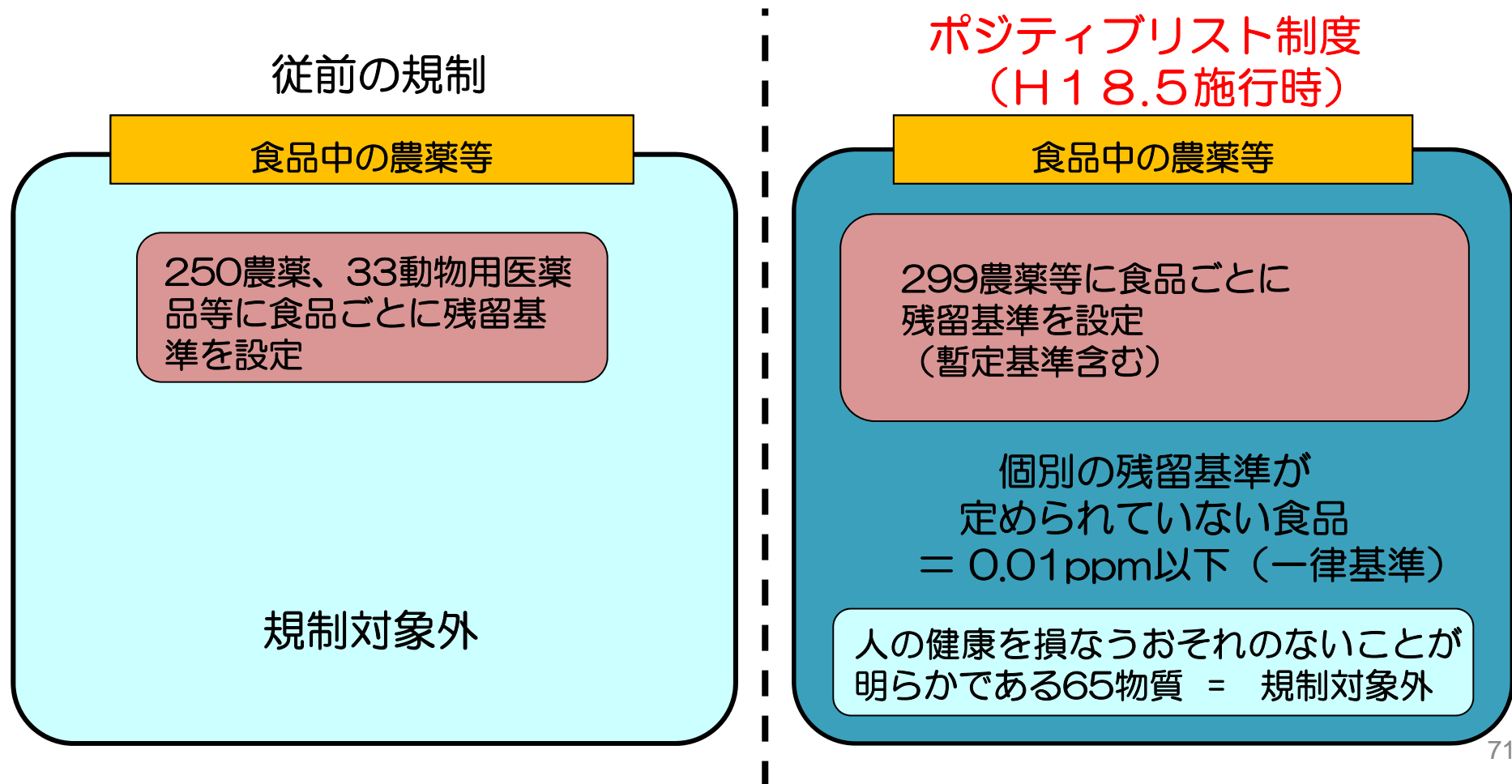
（指導検査（自主検査）においては、検査命令又はモニタリング検査と同様の試験品採取の方法及び検査の方法\*が用いられ、検査結果通知書には、厚生労働省令で定める基準に適合する方法による検査である旨が明記される。）（参考）平成20年9月24日付け食安監発第0924003号「登録検査機関における業務上の留意事項について」

\*検査の方法は同等以上の精度を有する試験法を用いることができる場合がある

# 残留農薬等のポジティブリスト制度

- 原則、すべての農薬に残留基準を設定し、基準を超えて農薬が残留する食品の流通を禁止。

(注) 個別の基準値が設定されていない場合は、一律基準 (0.01 ppm) を適用。



# 残留農薬の安全性の確保①

## 健康への影響を判断するための指標

○ 農薬を長期間（生涯）にわたり摂取し続けた場合に、健康への影響がないか

→ 指標：一日摂取許容量（ADI）

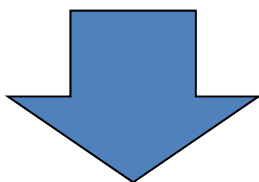
（注）ADI（Acceptable Daily Intake）：ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

## 平成26年度からは、順次以下の指標も導入

○ 農薬を短期間に通常より多く摂取した場合に、健康への影響がないか

→ 指標：急性参照用量（ARfD）

（注）ARfD（Acute Reference Dose）：ヒトが24時間または、それより短時間の間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量。



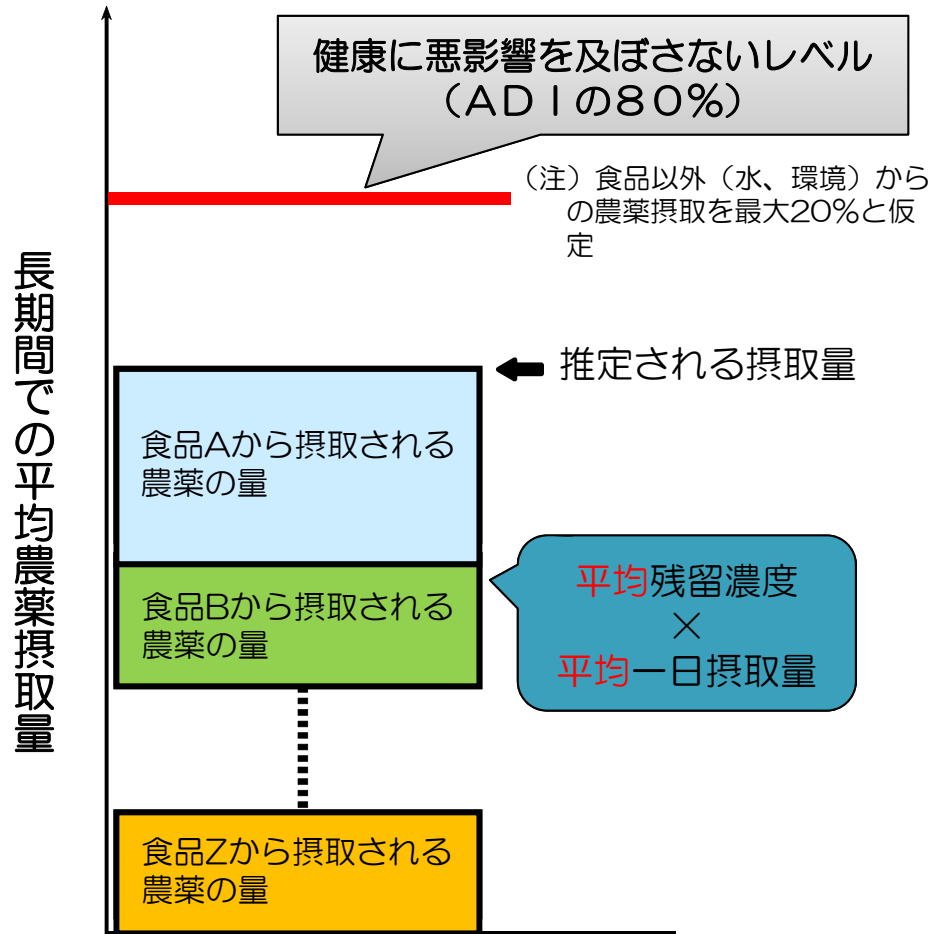
食品安全委員会が科学的評価に基づき  
各農薬のADI、ARfDを設定

厚生労働省では、食品を通じた農薬の摂取量がこれらの指標を下回ることを確認し、残留基準を設定。



# ADIに基づくリスク管理

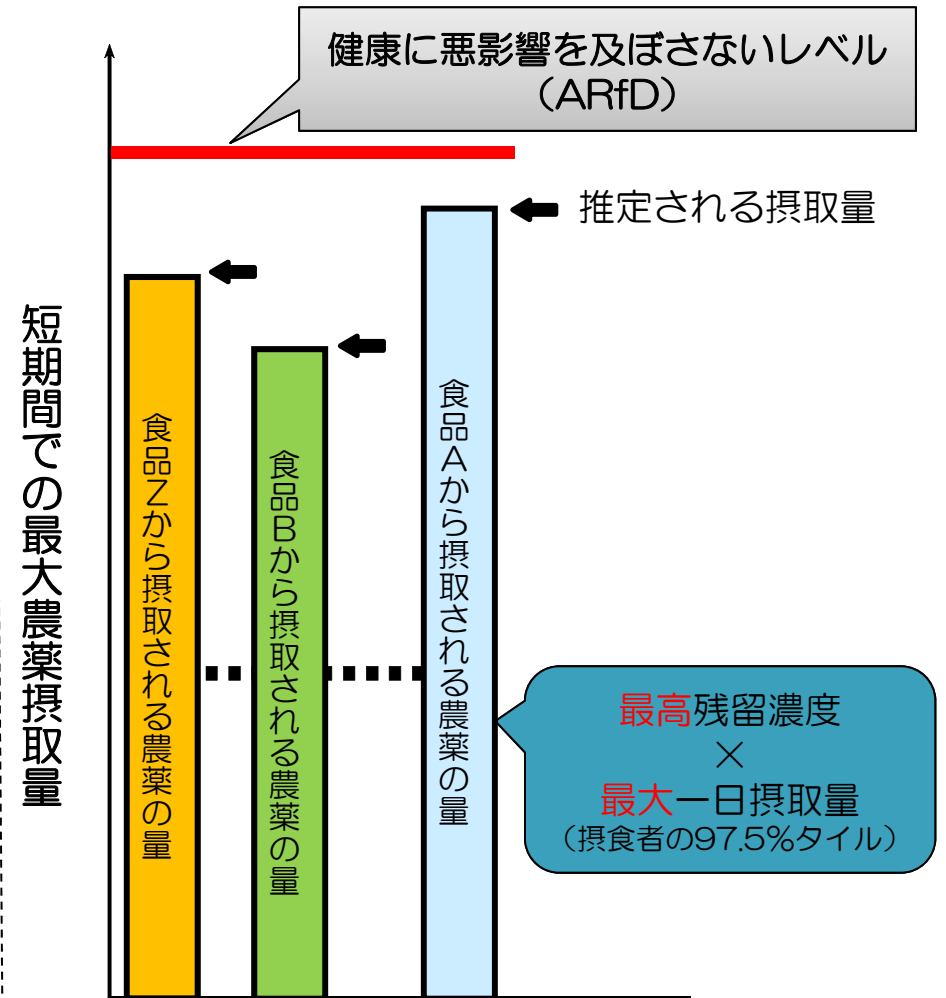
各農薬の長期的な平均摂取量を推定し、ADIの80%を超えないことを確認した上で、基準値を設定



食品ごとに摂取量を積み上げて農薬の摂取量を推定

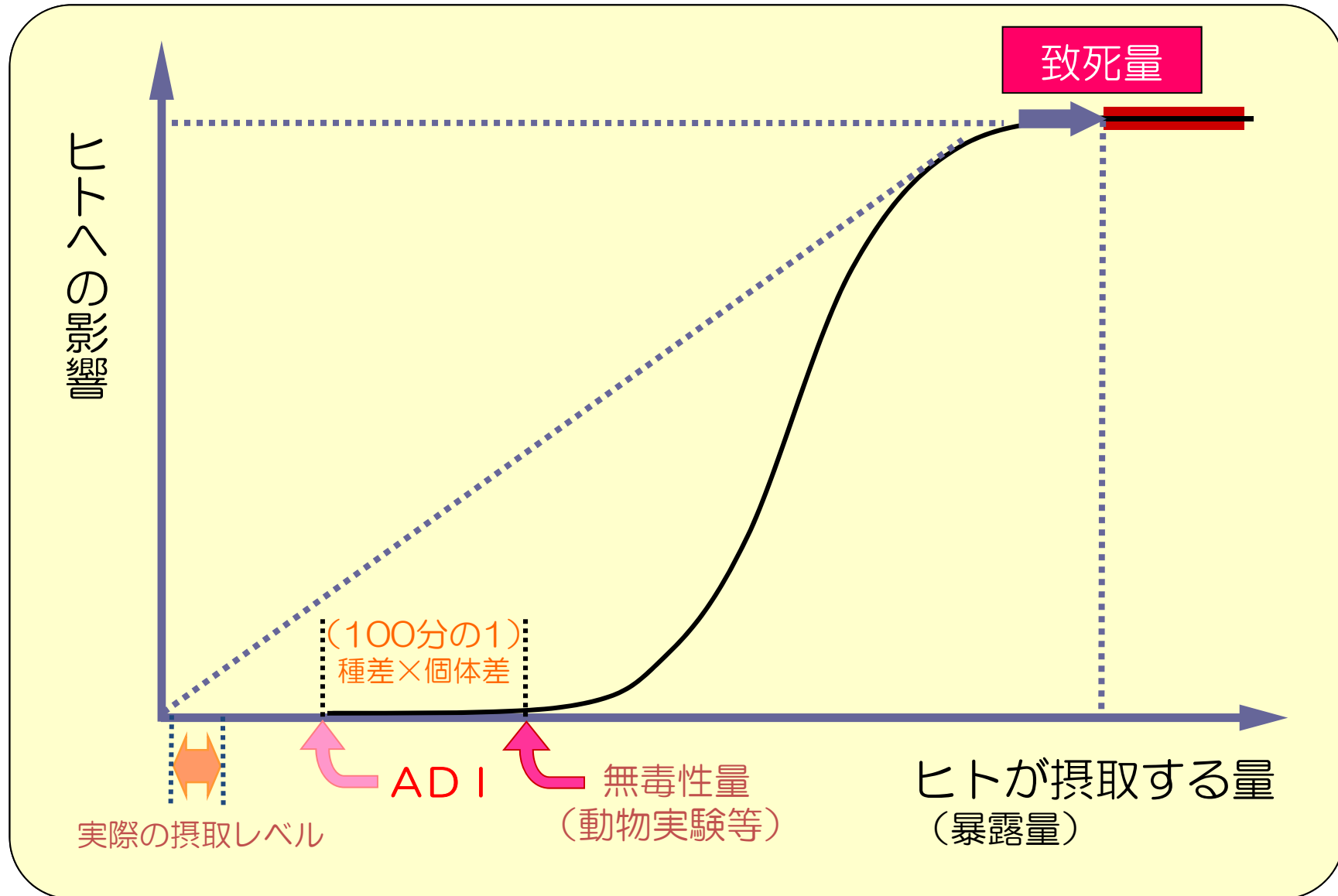
# ARfDに基づくリスク管理

各農薬の短期的な最大摂取量を推定し、ARfDを超えないことを確認した上で、基準値を設定



個別の食品ごとに農薬の摂取量を推定

# 摂取量と人体への影響の関係



# 残留農薬の安全性の確保②

厚生労働省では、日本における各食品の摂取量を調査

	妊婦
	幼児
	国民平均
米	164.2 g
小麦	59.8 g
はくさい	17.7 g
にんじん	18.8 g
りんご	24.2 g
コーヒー豆	3.3 g
...	...

- 国民平均のほか、**幼児**、**妊婦**、**高齢者**といった各集団ごとの摂取量を調査
- 一日の**平均的な摂取量**のほか、**一度にたくさん食べる場合の摂取量**を調査

これら調査結果に基づき、残留基準を設定した場合の農薬の摂取量を推定。

→ **ADIやARfDを超えないことを確認**

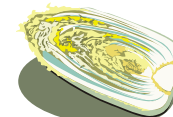
残留基準  
(農薬A)



0.02ppm



0.05ppm



0.1ppm



2ppm

...



食品を通じた  
農薬の摂取量

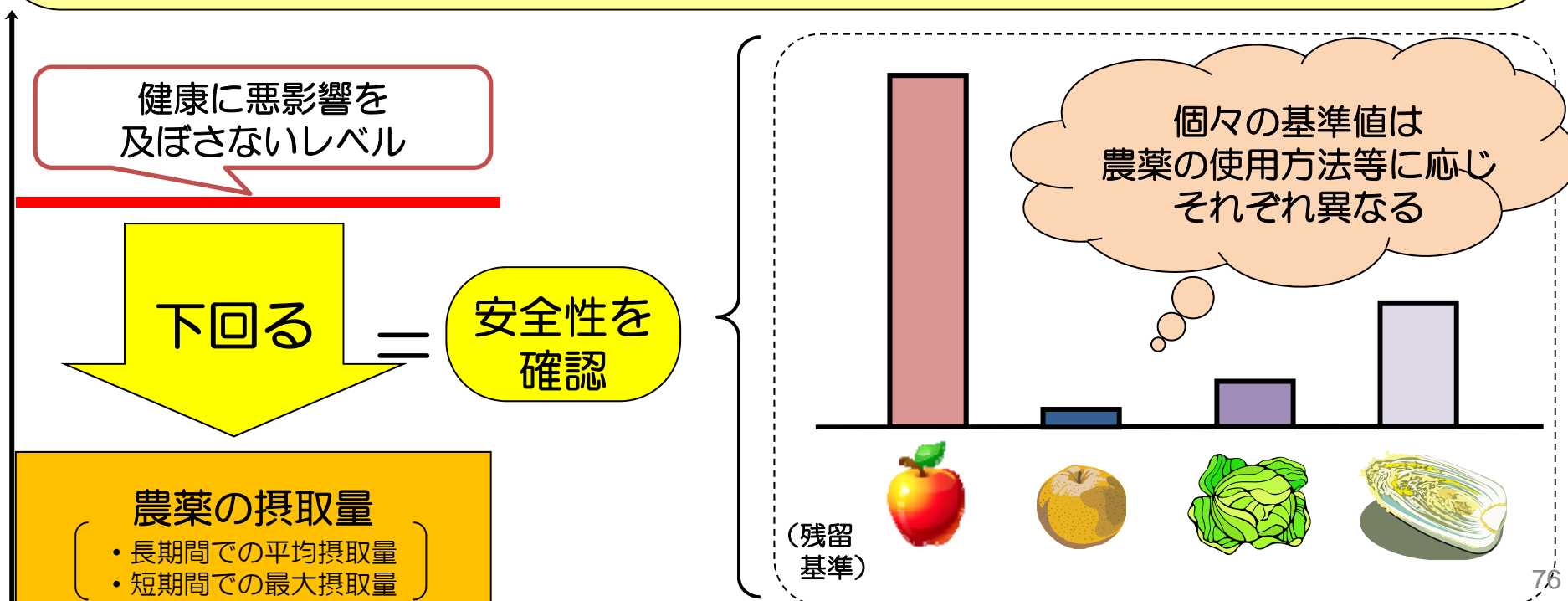


# 個々の残留基準値と安全性の関係

○残留基準値は、いずれの場合も、農薬の摂取量が健康に悪影響を及ぼさないことを確認して設定。

○ その前提の下で、個々の基準値は、農作物の種類や農薬の使用方法に応じて異なる。

- 同じ農薬であっても、農作物により使用方法が異なれば、基準値も異なる
- 同じ農作物であっても、国により使用方法が異なれば、基準値も異なる



# 残留農薬の実態の確認

厚生労働省では、

- 農薬の残留基準値を設定するとともに、
- **実際の食品中の残留農薬の実態を確認**することにより、食品の安全性を確保。（自治体と協力して実施）



## 【モニタリング検査等】

厚生労働省や都道府県等の自治体において、輸入食品や国内流通食品について、**残留農薬の検査**を実施。 → 残留基準違反は廃棄等の措置

## 【一日摂取量調査】

厚生労働省が自治体の協力を得て、日常の食事を通じた**実際の農薬摂取量を推定**するため、マーケットバスケット方式による調査を実施。

# TPPについて

---

## 1. 総合的なTPP関連政策大綱（TPP総合対策本部決定より抜粋）

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

## 2. TPP協定の全章概要（内閣官房TPP政府対策本部公表より抜粋）

### 第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置

#### 1. 衛生植物検疫措置章の概要

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすること等を規定。また、締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することを規定。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協力的な技術的協議等について規定。

# TPPについて（食の安全）①

## SPS（衛生植物検疫）

（合意の概要）

- WTO・SPS協定の権利義務を再確認した上で、コメント機会の付与や説明責任の明確化等、各国のSPS措置の透明性の向上を図る内容を規定。
- 各国の個別の安全基準の変更や統一を目的としたものではなく、SPS措置に関する各国共通の基本的なルールを定めた内容。

（対応）

- 科学的根拠に基づいてSPS措置をとるといふ、WTO・SPS協定の義務に沿った我が国の基本的立場と整合的なもの。
- 我が国の規制制度について変更を求めるものではなく、食品の安全が脅かされることはない。

## 物品市場アクセス（農業節 現代のバイオテクノロジー製品の貿易）

（合意の概要）

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めるものではない旨規定した上で、

- ① 遺伝子組換え作物の承認における透明性の確保  
（危険性又は安全性の評価の概要及び承認された産品の一覧表の公表）
  - ② 未承認遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有※  
（輸出国は遺伝子組換え作物の開発企業に対し、輸入国への情報共有を奨励する）等を規定
- ※ 遺伝子組換え作物の輸入国である我が国にとっても、未承認遺伝子組み換え作物の混入事案発生時の迅速な対応及び未然防止につながる。

# TPPについて（食の安全）②

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。

## 輸入食品の適切な監視指導の実施

### 目的

検疫所における監視指導や二国間協議等を行い、輸入食品の安全性を確保する。

### 実施内容

- 毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づき、その状況に応じた検査や適切な監視指導等を実施することにより、輸入食品の安全性を確保する。
- 二国間協議等を通じ、輸出国における安全対策の推進を図る。

## 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進

### 目的

食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。

### 実施内容

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

## 協定締結後の技術的協議への対応

### 目的

TPP協定締結後に増加が見込まれる、相手国政府との技術的協議の場で適切に対応する。

### 実施内容

- 科学的知見に基づいた我が国の制度や基準を説明し、相手国との信頼関係を損なうことなく、円滑な協議を行う。



# 厚生労働省 食品安全情報

The screenshot shows the 'Food Safety Information' page on the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare website. At the top, there are navigation tabs for 'Health/Medicine' and 'Food'. Below this, there are links for 'Important notices', 'Policy information', 'Related committees/working groups', and 'Policy-related information'. The main content area features a heading 'For the health of the people through food safety assurance' and a paragraph about food safety measures. A small image of a family is visible on the right. Below the text, there is a link to an English version and a link to a brochure. At the bottom, there are three buttons: 'Response to radioactive substances in food', 'Re-evaluation of BSE countermeasures', and 'Food poisoning caused by norovirus - please be careful'. A 'Emergency Information' section is also visible at the bottom left.

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html/)

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子供向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
  - 輸入食品
  - 食品添加物
  - 食中毒
  - 残留農薬等
  - 遺伝子組換え食品
  - 健康食品
  - 器具・容器包装・おもちゃ
  - HACCP
  - BSE
  - 汚染物質
  - その他

# 輸入食品の安全を守るために

健康・医療

## 輸入食品監視業務

■ 施策紹介 ■ 関連情報

### トピックス

- 2014年04月01日掲載 [● 輸入食品に対する検査命令の実施について～中国産にら、その加工品～](#)
- 2014年03月28日掲載 [● 平成26年度輸入食品監視指導計画](#)
- 2013年12月24日掲載 [● 食品に関するリスクコミュニケーション～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～を](#)
- 2013年04月02日掲載 [● 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について\(平成25年度\)](#)
- 2008年09月12日掲載 [■ 検疫所パンフレット \[2.097KB\]](#)

■ [ページの先頭へ戻る](#)

### 報道発表資料

- 2014年03月28日掲載 [● 輸入食品に対する検査命令の実施について～中国産にら、その加工品～](#)
- 2014年03月28日掲載 [● 平成26年度輸入食品監視指導計画を策定しました](#)
- 2014年03月28日掲載 [● 輸入食品に対する検査命令の実施について\(平成25年度\)](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 報道発表資料
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導・統計情報
- ◆ 違反事例
- ◆ 参考資料

・  
・  
・

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

# 国立医薬品食品衛生研究所の 食品に関する情報

## 食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

### ▶ **トピックス Update!**

(欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関連情報、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスに関する食品関連情報、中国における乳及び乳製品のメラミン混入事案関連情報、その他)

### ▶ **「食品安全情報」**

(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)

### ▶ **食品中の微生物に関する情報 Update!**

(欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関連情報、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスに関する食品関連情報、ノロウイルス関連情報、口蹄疫関連情報、新型インフルエンザに関する食品関連情報、海外におけるEnterobacter sakazakii 関連情報、HACCP関連情報など)

### ▶ **食品中の化学物質に関する情報**

(食品添加物、残留農薬・動物用医薬品、汚染物質等に関する情報)

## Archives

[食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト](#)  
(検査所や衛生研究所等の関連情報)

- ◆ トピックス
- ◆ 「食品安全情報」
- ◆ 食品中の微生物に関する情報
- ◆ 食品中の化学物質に関する情報
- ◆ 食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト

# 仙台検疫所



- ◆ 仙台検疫所・支所・出張所の所在地等
- ◆ 検疫と衛生
- ◆ 海外感染症情報
- ◆ 予防接種
- ◆ 輸入食品
  - 輸入食品監視指導業務
  - 食品等の輸入手続き
  - 輸入食品の関連情報ホームページ
  - 輸入事前相談
- ◆ 調達情報
- ◆ 関連リンク



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました